



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/Res.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Albania, Bulgaria, Burkina Faso, Chad, Cote d'Ivoire, Cyprus, Djibouti, Estonia, France, Germany, Hungary, Italy, Kenya, Malawi, Montenegro, Netherlands, Nigeria, Portugal, South Africa, Sweden, Switzerland, Ukraine, Uganda, Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

国際刑事裁判所（ICC）のこれまでの活動に好意を示し、

締約国会議（ASP）、国際刑事裁判所（ICC）、独立専門レビュー（IER）の働きを想起し、

国連開発計画（UNDP）の途上国への金銭支援における活動に好意を示し、

ICCが各国の司法に介入する際や制度を改革する際の透明性を向上させることの重要性を認識し、

ICCが各国に対して国際刑事責任を追及する際の明確な基準の必要性を認識し、

各国の司法能力の正確な評価の必要性を認識し、

各国の国家主権の尊重がより多くの国によるICCへの協力に不可欠であることを認識し、

各国の国際刑事責任を果たすための最大限の努力に好意を示し、

各国の国内法を整備することとそのための各国間の知識、技術共有の必要性を認識し、

UNDPのこれまでの各国の法整備における金銭的、技術的支援に好意を示し、

ICCやローマ規程の理念がすべての人に等しく適応されるべきであることを強調し、

ICCが国家元首を起訴する際の透明性を高めることが、ICCの信頼性を高め、その事件性を示すことに寄与することを認識し、

国家元首がICCに起訴された場合の、任期満了後の確実な責任追及の重要性を認識し、

ICCへのより多くの国の協力において、協力のためのさらなるインセンティブの必要性を認識し、

各国の司法制度を整備するための支援の必要性を認識し、

より多くの国によるICCへの協力の必要性を認識し、

各国のICCへの協力度合いの評価がさらなる協力へのインセンティブになることを信じ、

公平な司法制度とICCの理念達成における、地域間協力の重要性を認識し、
 公平な判事選出と判事選出プロセスの透明化の重要性を認識し、
 判事選出に対する第3者からの支援、監視の重要性を認識し、
 ICCの財政管理に関する透明化の重要性を認識し、
 より効果的な犯罪人の引き渡しの実行の重要性を認識し、
 補完性原則の重要性を認識し、
 ICCに対する外部からの圧力を遺憾に思い、
 ICCの理念反映における、各地域機構の効果、重要性を認識し、
 ICCの信頼性および、独立性や公平性の向上の重要性を認識し、
 司法手続きにおける人工知能(AI)意義を再確認し、
 国家元首を起訴する際の透明性の向上の重要性を認識し、
 IERのこれまでの活動に好意を示し、
 世界銀行(WB)の金銭支援の実績を認識し、
 ICCの判事及びその関係者の個人情報の保護の必要性を認識し、
 ICCのさらなる改革と国際秩序に向けた効果的な議論の重要性を認識し、
 各国の自発的な司法能力構築による、補完性原則の強化に好意を示し、
 各国の司法制度が自立することの重要性を認識し、
 I C Cの実行力向上のため、地域機構での建設的な会話及び他国間協力を通じた交渉の重要性を強調し、

1. ICCに対して、ICCが各国の司法に介入する際や、各国に対して国際刑事責任を追及する際、以下のような情報を報告書にまとめ、公開することを促す：
 - a. ICC介入の法的根拠,
 - b. ICC介入の時期,
 - c. ICC報告書作成のプロセス,
 - d. 介入後の影響、結果,

- e. 介入した国に対する法整備に関する提言；
2. ICCに対して、ICCが各国に対して国際刑事責任を追及する必要性を判断するために、各国の司法能力を評価し、以下のように分類するように要請する：
 - a. 十分な司法能力がある，
 - b. 十分な司法能力が一部不足している，
 - c. 司法能力構築のための支援が必要；
 3. UNDPとWBに対して、ICCとUNDPと世界銀行と共同で各国の国内法を整備するための支援を行うことを要請する；
 4. 締約国に対して、ICCから国家元首に対して逮捕状が発行された際は、発行されたときの任期中の任期満了後に早急にICCの捜査に協力するように要請する；
 5. ICCの捜査への協力を拒否する締約国に対して、その理由を説明し、それを鑑みて今後の対応に関して議論することを促す；
 6. ICCに対して、締約国のICCへの協力度合いレベルを以下の項目を基準にして評価し、その結果を公開するように要請する：
 - a. 容疑者の引き渡し，
 - b. 証拠、情報提供，
 - c. ローマ規程の国内法への反映；
 7. ICCに対して、以下のような司法制度整備のための支援を行うことを要請する：
 - a. 財政支援，
 - b. 判事や裁判官育成のための人材支援，
 - c. 知識共有；
 8. ICCに対して、各国から提供された拠出金の使い道をまとめ、報告書を作成し、独立委員会に提出するように促す；
 9. 各国に対して、各国の状況や経済レベルを考慮して、ICCに対する拠出金の段階的な支払い計画と目標額を定めることを奨励する；
 10. ICCに対し、国内で拘束した直後、自国の警察・軍の施設に長く留め置かず、直ちにハーグの拘留施設へ身柄を移送できるよう、以下の対策を講じるよう要請する：
 - a. 移送手続きの迅速化，
 - b. 加盟国による逮捕、引渡し、証拠提供などの協力の交渉；
 11. ICCに対して、各国際機関と非営利団体と協力して、捜査を行うように要請する；
 12. ICCに対して、ICCが事件を捜査する際、事件当事国と各締約国が議論できる場を創設することを要請する；
 13. ICCに対して、ICCだけでは対応しきれない非加盟国などへの対応を他の国際機関に委託するように奨励する；
 14. ICCの拠出金の使い道に関する報告書を考慮して、I C Cの財政管理に関する議論を行うことを強調する；

15. UNDPに対し、以下を通して各国の司法能力を向上することを要請する：
 - a. 裁判官などの司法関係者などに対する専門的支援,
 - b. 司法制度整備支援,
 - c. 捜査及び被害者に関する能力構築,
 - d. 証人の安全保障支援；
16. ICCに対して、司法手続きの迅速化を目的として、AI等の使用による以下の措置を用いることを要請する：
 - a. デジタル技術を活用した証拠提出及び共有,
 - b. 遠隔地からの証人尋問等を可能にする適切な通信技術の活用,
 - c. ICCの締約国と地域機構間における安全な情報共有体制の構築；
17. ICCに対し、制裁にあったICC関係者への最低限の生活を保護する仕組みを作成するように要請する；
18. 継続的な I C C 改革に関する議論の必要性を強調する；
19. 各国に対して、さらなる司法能力の構築、整備のために最大限努力することを奨励する；
20. I C C に対して、運用状況に関して定期的に確認及び検証をすることを要請する；
21. ASP、国連総会、および関係国連機関に対し、以下の行為が行われた場合に、ICCの独立性を支持する共同声明を発信することを促す：
 - a. 不当な制裁,
 - b. 脅迫行為。